日本海新聞　令和　元　年　12月　5　日　（木）

仕事の疑問 相談室 鳥取労働局

労働時間の適正把握

Q 私が勤めている会社にはタイムカードがありません。残業もしており、残業手当が正しく支給されているか心配です。タイムカードは無くてもいいのですか。

A 労働実態に応じて賃金を支払うためには、労働時間の現認▽タイムカードを正しく把握する必要があります。また、労働基準法に基づき、会社側（使用者）は把握した労働時間数を賃金台帳に記入しなければならず、これらから、労働時間を適正に把握する責務があります。

労働時間の適正把握のために、厚生労働省から使用者に向けて「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が出されています。

ガイドラインでは、労働日ごとに始業時刻と終業時刻を▽使用者の現認▽タイムカード▽ＩＣカード▽パソコンの使用時間―などで記録し、何時間働いたかを適正に把握することとしています。

やむを得ず労働者の自己申告で労働時間を把握する場合は、労働者が忖度して残業時間を過少申告していないかなどに注意する必要があります。

労働者の自己申告とは、警備記録などとの間に大きな時間差があった場合には、使用者は実態調査を行う必要があるとしています。

タイムカードが無い会社の場合は、その他の方法で労働時間を適正に把握する必要があります。

鳥取労働局労働基準部監督課　電話0857－29－1703